

当法人への寄付に係る税制について

個人の方が、当法人に対してご寄附いただいた場合、所得控除の対象になります。
(ただし、確定申告が必要になります。)

所得控除の場合

寄附金額（所得の40%が限度）－2,000円を所得から控除

<参考例>

年収500万円（夫婦共働き、小学生の子供2人）の世帯が、当法人に（10,000円、50,000円、100,000円）のご寄附をいただいた場合の実際減税額（所得税：目安）

	10,000円	50,000円	100,000円
所得控除	800円	4,800円	9,800円